

令和 年 月 日 税務署長殿		所 管	業 種 目	概 況 書	要 否	別 表 等	税 務 署 理 事 務 處 理  <small>共通法人、特定の医療法人を除く一般社団法人等、協同組合等又は法人は人格をもつた法律上のものと見做す。左記以外の公益法人は、法人区分欄に記入する。</small> <small>法人区分欄又は申告年月日欄に記入する。</small> <small>申告年月日欄に記入する。</small> <small>年月日欄に記入する。</small> <small>申告区分欄に記入する。</small> <small>申告区分欄に記入する。</small>	白色申告	一連番号			
納税地	電話( ) -	通算グループ整理番号										
		整理番号										
(フリガナ)	法人名	通算親法人整理番号										
		法人区分										
(フリガナ)	法人番号	事業種目										
		贈本現在の資本金の額又は出資金の額 同上より億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	円	非中小法人								
(フリガナ)	代表者	同非区分	特定定義会社	同族会社	非同族会社							
		旧納税地及び 旧法人名等										
代表者 住所	添付書類		<small>貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益会計分、勘定科目別明細書、事業概況書、損益再計算式に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書</small>									

令和 年 月 日 事業年度分の法人税

課税事業年度分の地方法人税

令和 年 月 日 (中間申告の場合  
(の計算期間  
令和 年 月 日)

申告書

申告書

適用額明細書提出の有無  
(有) (無)

税理士法第30条の書面提出有無 (有)

税理士法第33条の2の書面提出有無 (有)

<small>この申告書による法人税額の計算</small>	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	1	十億 百万 千 円	<small>控除税額の計算</small>	所得税額の額 (別表六(一)「6の③」)	16	十億 百万 千 円
	法人税額 (48)+(49)+(50)	2			外国税額 (別表六(二)「23」)	17	
	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「5」)	3			計 (16)+(17)	18	
	税額控除超過額 相当額等の加算額	4			控除した金額 (12)	19	
	土利課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」)+(別表三(二)「25」)+(別表三(三)「20」)	5	0 0 0		控除しきれなかった金額 (18)-(19)	20	
	同上に対する税額 渡金 (62)+(63)+(64)	6			所得税額等の還付金額 (20)	21	
	課税留保金額 (別表三(一)「4」)	7	0 0 0		中間納付額 (14)-(13)	22	
	同上に対する税額 金 (別表三(一)「8」)	8			欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23	外
	法人税額計 (2)-(3)+(4)+(6)+(8)	9	0 0		計 (21)+(22)+(23)	24	外
	分配時済外因税相当額及び外因關係会社等に係る控除対象所得額等相当額の控除額 (別表六(三)「7」)+(別表七(三)「3」)	10					
仮説経理に基づく过大申告の更正に伴う控除法人税額	11						
控除税額 ((9)-(10)-(11))と(18)のうち少ない金額)	12						
差引所得に対する法人税額 (9)-(10)-(11)-(12)	13	0 0					
中間申告分の法人税額	14	0 0					
差引確定(中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの場合は(2)へ記入) (13)-(14)	15	0 0					
<small>この申告書による地方法人税額の計算</small>	課税標準法算 課税額	28		<small>この申告による還付金額</small>	外国税額の還付金額 (67)	41	
	基礎法人税額 (2)-(3)+(4)+(6)+(9)外帶 一別表六(二)付表六(7)の計)	29			中間納付額 (39)-(38)	42	外
	課税留保金額に 対する法人税額 (8)	30	0 0 0		計 (41)+(42)	43	
	課税標準法人税額 (28)+(29)	31					
	地方法人税額 (53)	32					
	税額控除超過額相当額の加算額 (別表六(二)付表六「14の計」)	33					
	課税留保金額に係る地方法人税額 (54)	34					
	所得地方法人税額 (31)+(32)+(33)	35					
	分配時済外因税相当額及び外因關係会社等に係る控除対象所得額等相当額の控除額 (別表六(三)「4」)と(34)のうち少ない金額)	36					
	仮説経理に基づく过大申告の更正に伴う控除地方法人税額	37					
外国税額の控除額 ((34)-(35)-(36)と(65)のうち少ない金額)	38	0 0					
差引地方法人税額 (34)-(35)-(36)-(37)	39	0 0					
中間申告分の地方法人税額	40	0 0					
差引確定(中間申告の場合はその地方法人税額とし、マイナスの場合は(42)へ記入) (38)-(39)							

税理士署名
-------